

第6回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和6年2月29日（木）

午後1時30分から午後2時45分まで

場所：あま市役所 2階 E会議室

出席者：委員8人、オブザーバー1人、事務局5人、関係職員10人

1 あいさつ

吉田会長より

2 議題

- (1) 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の計画書案について
(資料1から資料2)

事務局

令和6年3月で計画期間を終える、現行の第1次あま市成年後見制度利用促進基本計画を改定し、第2次計画の案を提示する。

27ページから、地域福祉計画の位置づけと利用促進基本計画との整合について記載している。地域福祉計画は成年後見制度利用促進基本計画を含む、各個別計画との整合・調整を図って策定する計画となる。最上位計画のあま市総合計画に記載のある「地域共生社会」の実現を踏まえ、これを地域福祉計画のメインテーマとしている。この地域共生社会の実現に向けた取り組みのひとつとして、成年後見制度の利用を促進するに当たり、利用促進基本計画を地域福祉計画と一体とする。

39ページからは、地域福祉計画において特に力を入れて推進する項目を重点施策として掲げており、その中で「重点施策3 福祉相談窓口の機能拡充」の③に「権利擁護支援の充実」を挙げた。取り組み内容としては、審判申立て件数と法人後見受任数の目標値を掲げた。後者は当該年度に法人受任している件数を目標値としている。

99ページから第2次計画を掲載している。第1章は計画策定の背景として、計画策定の意義と計画の位置づけを整理している。第2次計画は第3次地域福祉計画と同様に、令和6年度から令和10年度までの5か年間を期間とする。

第2章からは、成年後見制度を取り巻く現状を整理している。障がい者の状況として、療育手帳の所持者数は平成30年4月1日時点において585人だが、令和5年4月1日時点では708人と、123人増加している。精

神障害者保健福祉手帳の所持者数は同様に、平成30年は812人だが、令和5年は1,132人と、320人増加している。また、名古屋家庭裁判所管内のあま市内の被後見人等の人数は平成30年末では77人、令和4年末では82人で5人増加している。その下には、成年後見支援及び権利擁護支援の体制について、本協議会や中核機関、権利擁護センターに関して、整理している。

109ページから、地域課題の把握のための調査概要として、現状把握、計画の審議、意見聴取、庁内部局等との調整を経て、第2次計画の案を策定した経緯を記した。

119ページからの第3章は、基本的な考え方、基本理念、基本目標、計画の体系を整理し、第2次計画の基本理念は「誰もが自分らしく安心して暮らせる みんなでつくる権利擁護のまち あま」とした。基本目標は「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」、「権利擁護に係る相談支援体制の充実」、「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つ掲げた。

125ページからの第4章として、計画の施策と事業について、基本目標ごとに挙げている。基本目標1は、①市民向けの広報・啓発活動、②関係者向けの広報・啓発活動、基本目標2は、①相談窓口の周知、②他事業との連携・協働、③権利擁護ケース検討会議の開催、④審判申立て支援の充実、⑤成年後見人等支援の充実、⑥成年後見制度利用支援事業の見直しの検討、基本目標3は、①協議会の開催、②専門職団体との連携体制の整備、③法人後見の担い手の確保・育成、④市民後見人の養成を挙げた。

新たに取組もうと考えていることについて、おもに2点挙げる。

1点目に「②専門職団体との連携体制の整備」について、現状は愛知県弁護士会、リーガルサポート愛知支部、愛知県社会福祉士会と連携しているが、この三士会以外の士業団体として、社会保険労務士会と連携できるようにアプローチしていきたいと思っている。現状よりさらに、本人にふさわしい後見人等候補者を調整できるようにしたいと考えている。

2点目に、「③法人後見の担い手の確保・育成」にも関連して、「④市民後見人の養成」について、今年度から少しずつ検討を開始しているが、第2次計画では、市民後見人の養成を海部圏域で進めていくことを明記し、地域で支える仕組みづくりにつなげたいと考えている。

計画書案をもとに、概要版も準備した。概要版は3計画における主要なものを選択して集約した。最後の7ページには成年後見制度利用促進基本計画を載せている。

委員

司法書士会は社会福祉協議会で相談会を開催している。他自治体では登記相談と成年後見相談を受けているが、あま市は登記相談のみである。相談窓口を増やすという観点から、成年後見相談も取り組んでいければ良いと思う。

社会福祉協議会

検討し、善処していきたい。

委員

「成年後見制度は精神上的の障がいにより判断の能力が不十分であるために」という文言は、どこから用いたか。成年後見制度ができて25年経過し、利用者は精神上的の障がいだけではなく、文言を変えることはできるか。

事務局

成年後見制度利用促進法に基づいて取り組んでいるため、厚生労働省の通知などを参考にしている。幅広い障がいに対して成年後見制度が運用されているのは事実であるため、再検討する。

委員

実際に計画を読むのは市民であるため、誰にでも通じるようにするという点は配慮を要すると思われる。

委員

国の第二期計画は、権利侵害からの回復と意思決定支援の2本柱である。意思決定支援についても計画に挙げてもらえるとより良いと思う。

事務局

国の計画の2本柱についても、ワードとして含めるようにする。

委員

アンケート結果をみると、相談窓口の充実が求められている。その相談窓口に対応する人がいるか。法人後見も件数が増えて対応できる体制があるのか。計画を立てる以上、人員体制も整えられるように検討されたい。

事務局

周知が進めば相談件数も伸びてくると考えられる。今後も市職員を充てて対応していく。

(2) 市民後見人の養成に関する取り組み状況について（資料3）

事務局

令和5年9月15日開催の協議会で、令和4年度までの状況を報告した。報告時点において、今後の方向性を6点に整理して示し、本協議会の了承を得た。

また、基本方針についても、前回協議会にて、①本人の課題や状況に見合った候補者を幅広く受任調整し、②成年後見支援の担い手をより多く確保することで、地域で支えるしくみを整備できるよう、海部圏域で市民後見人の養成を事業化する、と示していた。

令和5年10月27日には、第3回担当国会議を開催した。本会議から、津島市・愛西市が新たに構成員として加わった。これまでの経緯や協議事項を振り返った上で、市民後見人の養成を広域で取り組むことに一同合意した。

市民後見人の基本的な考え方、予算、スケジュール、カリキュラムなどの協議や、担当課長会議を開催し、承認・合意・意思決定していく必要があることを認識した。当初令和7年度実施の予定としていたが、各中核機関の体制も整えていく必要があるため、令和8年度以降の実施を目指して十分な協議期間を設けることとした。

令和6年2月5日には、第4回担当国会議を開催した。本会議では、各自治体の中核機関における事業実施状況を報告し、内容は資料の表にまとめた。なお、愛西市の法人後見について、資料では令和6年度から実施予定となっているが、正しくは実施検討予定である。いずれにおいても、市民後見人の養成は広域で実施したいとの意向で一致しているが、自治体によって整備状況は異なるため、足並みを揃えていくことの必要性を再認識した。

また、愛知県は市民後見人の養成において、厚生労働省が示す養成カリキュラムの提示を踏まえ、令和6年度から基礎研修・実践研修の50単位分を実施する方向で検討していることを把握した。これは海部圏域にとって大きな前進だが、市民後見人を養成したあとの活躍の場やフォローアップなど、どのようにしていくか検討を要するため、引き続き担当国会議で協議する。

前回の協議会において、名古屋家庭裁判所における市民後見人の選任に当たっては、監督人に法人後見実施者を選任する形態を採用していると把握した。今後、各主体で法人後見の実施も並行して検討しつつ、先述の要協議事項に加え、担当国会議や担当課長会議の運営方法についても、さらに話し合いを重ね、検討していく。

委員

足並みが揃うとは、どのような状態を想定しているか。

事務局

各自治体で権利擁護センターや中核機関が立ち上がっており、法人後見が実施できている状態を意味している。

委員

それでは、令和8年度に市民後見人の養成開始が困難となることも考えられるということか。

事務局

その可能性もある。

委員

あま市からすると、早く進めたいとはならないか。

事務局

他の自治体と丁寧協議しながら進めていく必要があると思っている。

委員

後見人が必要とされる中で専門職にも限界があるため、そこを補うために市民後見人が必要だと思っていた。参加したシンポジウムで、市民後見人の養成は、市民だからできることをやってもらい、市民の社会意識に権利擁護を作っていく上で非常に良いとわかった。

今一度、市民後見人の養成の意義を確認しておくことが必要だと思われる。

事務局

全国的に成年後見支援が広がると、専門職団体も手一杯になると思われる。その際、法人後見の活動を支えつつ、市民後見人としても支援が必要な人を支えていける体制を作り、重層的に成年後見支援体制が作れるようにしていく点に意義をおいている。

委員

専門職は専門家として関わってしまうため、市民感覚で後見人をしていただくこと自体に意義があると感じている。

委員

市民後見人は登記をとったり住民票をとったりできるのか。養成しても、

支払い等しかできないのではないかな。

委員

後見人として受任すると、立場は同じである。

事務局

本人の置かれている状況や課題に応じて、専門職か法人か等を考慮する。

委員

登記を取得する必要があったり、他県に不動産があったりすると難しいのではないかな。

委員

場面が違うと思われる。

委員

今は専門職か法人にお願いするしかないが、市民後見人も選択肢として加わると認識した。報酬はどうか。

委員

市民後見人は基本ボランティアである。

委員

後見人としては、市民でも法人でも専門職でも地位や権限は変わらない。ただし、法律行為が問題になってくるものについて、補完するために専門職を選任することが多い。

市民後見人という方々が現れたとき、一人に対応するというのは困ることも多いため、監督人というものがようになる。経験がある人を監督人にして、市民後見人が困っているときに相談できる体制を整えるというのが、法人後見と市民後見人の養成だと思っている。法人が監督人になるのであれば、順序的に法人後見の実績も必要になってくる。

委員

後見制度を利用して長くなればなるほど報酬の支払いが続き、報酬の見込みがなくて法人に依頼する中で、相続問題があっても困らないようにやってみたら良いのではないかなと感じた。その際、専門職以外は住民票の請求ができない

と理解していたが、専門職以外でもできるということで間違いないか。

委員

後見人になればできる。

委員

市民後見人を養成しても、やれることの限界があると思っていたため、確認したかった。専門職以外でもできるのであれば、進めてもらえば良い。

報酬を支払える人は資格のある人が受任し、支払えない人は市民後見人を増やして充てたとしても、誰のためになるか、誰が喜ぶのか考えていた。

委員

市民後見人の受け皿づくりに向けて法人後見を進めるため、あま市社協にレクチャーを受けた。日常生活自立支援事業も相談件数が4から5倍に増えたと聞いた。代理権をつけて金銭をおろす部分は後見人も日自も同じであるため、市民後見人の養成後、日自の支援員として練習し、徐々に慣れてもらう中で、市民後見人として推薦する方法も良いと思った。

委員

法人後見について、他自治体の社協職員に定款の変更や現場の状況を伝えた。足並みが揃うという点に関して、徐々に進めていけていると思っている。

委員

ここまでの協議を踏まえ、名古屋家庭裁判所からコメントをいただきたい。

名古屋家庭裁判所

愛知県内の市民後見人の選任実績について、公式数字ではないが、本庁と支部を合わせて124件だった。前回協議会では、118件との数字が出ていたと思うが、少しずつ増えている。なお、市民後見人を選任する際は、監督人に尾張東部権利擁護支援センターや名古屋市成年後見あんしんセンター等の法人を選任している。また、市民後見人と法人後見の複数後見とすることもある。

現在は専門職に受けてもらっているものがメインだが、成り手の確保と地域密着で市民後見人だからこそできる事案もあると思う。養成及び活躍の場を広げるための策や取り組みの拡充に裁判所としても期待している。家庭裁判所においても協議会を開催し、市民後見人の養成や活動について今後も情報共有の

場を設けるなど、後押しをする。

- 3 第7回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催
(次回は令和6年9月頃に開催予定)

- 4 その他
(事務連絡等なし)